

## 第 25 回全国シェルターシンポジウム 2022 in 釧路 大会アピール

コロナ禍及び最近の物価高騰によって母子世帯の困窮が悪化しています。また、オンラインやデジタルツールを用いた DV や性暴力が深刻化し、被害女性や子どもたちがますます困難な状況に追いやられています。

私たちは、国・自治体・民間・市民みなで力を合わせ、これ以上の被害を食い止めるための行動を全力で行わなければなりません。そのような中、女性支援法（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」）が成立し、2 年後の施行が予定されています。また、DV 法第 5 次改正が検討されるなど、世界基準から大きく遅れた日本の対策がようやく前進する希望も見えてきました。私たちは今こそジェンダー平等の視点に立って、女性に対する暴力対策を抜本的に改善するよう、国・自治体そして社会全体に対し、以下のことを強く求め、協働を呼びかけます。

### 1. DV 対策等

#### <被害者支援>

女性支援の根拠法とされてきた売春防止法に代わり制定された新法の施行に向けて、また DV 防止法の改正、及び様々な支援のための規則等を含めた DV 対策全般に関し、次のことを要望します。

- ・ 包括的専門的な女性相談支援センターの設置を求めます。
- ・ 女性や子どもの命を守る全国統一の支援基準を求めます。
- ・ 被害当事者のニーズに即した支援ガイドラインの明確化を求めます。
- ・ 配偶者やパートナーからではない、家族からの暴力を受けた大人（特に若年女性など）に対しても避難、自立などへの支援を求めます。
- ・ 婚姻や同居関係にない交際相手からの DV についても支援を求めます。
- ・ 児童虐待と DV に対し連携して対応できるような制度変更を求めます。
- ・ 中・長期の回復支援、生活再建の支援の制度化を求めます。
- ・ 家を出た後の住民基本台帳閲覧制限や、安全に社会保険の扶養からはずれること、離婚が成立していなくても児童扶養手当が受け取れるようにする等、被害者が加害者から逃れた後に安全な生活ができるような措置の強化を求めます。
- ・ 民間団体を対等な支援機関と位置づけ、公的な支援センターは民間と協働してケース対応を行い、またその活動の財政支援を求めます。
- ・ 専門支援員の人材育成と（官民を問わず）雇用の安定及び身分保障を求めます。

#### <加害者対策>

DV 加害行為の処罰の導入を求めます。

保護命令の発令内容と対象の拡充（精神的 DV, 性的 DV, 経済的 DV など、同居していない交際相手に対する）を求めます。

緊急保護命令の導入を求めます。

<別居・離婚後の子どもの安全について>

いかなる別居・離婚においても、面会交流は、子どもの意思を尊重し、安全安心な環境など個別の事情をふまえて決められるべきであり、一律の義務化は許されません。

養育費の支払い義務化を求めます。また、面会交流を養育費の支払い条件としないことを求めます。

面会交流・共同養育あるいは親権の在り方の法制度をめぐる検討にあたっては、DV や虐待のあるケースを確実に把握し、DV・虐待被害が継続しないための対策を求めます。

## 2. 性暴力対策

・性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。

・性暴力、性虐待の実態に即した刑法改正がなされることを強く求め、特に不同意性交等を犯罪化することを求めます。

・夫婦・交際相手などによる性暴力をはっきりと処罰すること、また許されないことであるという意識啓発活動の推進を求めます。

・性暴力当事者支援の担い手である民間サポートグループおよび性暴力被害者救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立、有償での専門スタッフの配置や全国一律の治療費等の公費負担基準の導入を求めます。

以上